

令和5年第5回定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年6月15日（木曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	6月16日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	6月16日 14時38分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
	5	虻 江 修 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	並 里 晴 男 議員	11	内 間 広 樹 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 山城直也君 主 査 金城成君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名城政英君	副 村 長	内間常喜君
	教 育 長	玉城洋之君	総務課長	西江忍君
	福祉課長	島袋裕次君	住民課長	平敷兼清君
	会計管理者	玉城睦美君	企画課長	島袋英樹君
	農林水産課長	浦崎悟君	建設課長	知念利次君
	商工観光課長	金城幸人君	教育行政課長	新城米広君
	医療保健課長	万寿祥久君	公営企業課長	玉城正朝君
	農業委員会事務局長	知念浩司君	総務課長補佐	古堅裕喜君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和5年第5回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

令和5年6月16日（金）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	報告第7号	令和4年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第2	報告第8号	令和5年度伊江村人材育成会の業務報告について
第3	報告第9号	伊江I期地区農業集落排水管路布設工事（R4-4）の専決処分の報告について
第4	認定第1号	村道の路線変更について
第5	議案第39号	東保育所アーケード整備工事の請負契約について
第6	議案第40号	塵芥車購入の契約について
第7	議案第35号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について
第8	議案第36号	伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について
第9	議案第37号	伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
第10	議案第38号	伊江村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第11	議案第41号	令和5年度伊江村一般会計補正予算（第2号）
第12	議案第42号	令和5年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）
第13	議案第43号	令和5年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第14	議案第44号	令和5年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第15		北部医療組合議会議員の選挙について
第16		閉会中の議員派遣について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和5年第5回伊江村議会定例会2日目の会議を開きます。 (開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 報告第7号 令和4年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

報告第7号 令和4年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、報告をするものでございます。

次のページの繰越計算書をお開きいただきたいと思います。令和4年度から明許繰越する事業は、事業区分の2款1項移住定住促進住宅整備事業から、最後の行の10款6項総合運動公園整備事業(野球場サブグラウンド施設)まちづくり支援事業補助金までの合計19事業で、全体金額22億4,228万9,000円のうち、15億1,695万6,000円を翌年度に繰り越しをいたしました。なお事業費の翌年度繰越額の財源内訳については、表記のとおりでございますので、御覧いただければと思います。なお繰越事業の数が例年より多くなった経緯といたしましては、補助金の交付決定が年度後半となったことや事業の設計変更などが主な要因となっております。なお5月30日、1日現在の繰越計算書となっておりますので御報告を申し上げます。以上で、報告第7号の報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第7号は終わりました。

日程第2 報告第8号 令和5年度伊江村人材育成会の業務報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

報告第8号 令和5年度伊江村人材育成会の業務報告について。

伊江村人材育成会設置条例第4条第2項の規定により報告するものでございます。6月5日に開催されました伊江村人材育成会理事会、並びに総会におきまして決議承認されました、令和4年度の事業報告、収支決算並びに令和5年度の事業計画及び予算決算計画について、別紙のとおり提出し報告をさせていただきます。以上で、報告第8号の報告といたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第8号は終わりました。

日程第3. 報告第9号 伊江I期地区農業集落排水管路布設工事(R4-4)の専決処分の報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

報告第9号 伊江I期地区農業集落排水管路布設工事(R4-4)の専決処分の報告については、地方自治体第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

専決処分書をお願いいたします。

専決処分の事項としまして、契約の目的が、伊江I期地区農業集落排水管路布設工事(R4-4)。

契約金額、(イ)変更前の請負金額7,865万円。(ロ)変更による増額契約額66万4,400円。(ハ)変更後の請負金額が7,931万4,400円でございます。

契約の相手方が、伊江村字東江上231番地、株式会社 輝夫建設。代表取締役 岸本恵子と契約をいたしましたので、御報告をさせていただきます。

なお今回の契約変更の主な内容としましては、管路布設工事に伴う土工及び既存のアスファルト舗装板の撤去、復旧に伴う増額となっております。また工事につきましては、令和5年5月22日に既に完了をいたしております。以上で報告第9号の報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第9号は終わりました。

日程第4. 認定第1号 村道の路線変更について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

認定第1号 村道の路線変更について、提案理由を御説明申し上げます。

表を御覧いただきまして今回、路線番号177、路線名が西部土地改良補助飛行場線といたしまして、旧起点が西江前929、終点が西江上872及び西江前938、延長が660.3メートル、幅員が5.5から9.0メートル、新しい起点といたしまして西江上933、終点が西江前906-2及び西江前938-4、延長が614メートル、幅員が2.5から4.3メートルで路線変更をしたいと考えております。

なお、詳しくは図面を添付してございます。図面をもって建設課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

それではお手元の資料、路線図をもって御説明いたします。路線変更位置図（旧）の図面は起点から終点2か所で総延長660.3メートルでございました。

次のページ、路線変更位置図（新）の起点から、直線上の終点部、青色斜線部が今回の路線変更箇所となっております。総延長614メートルで46.3メートル、短くなる路線変更でございます。今回の路線変更につきましては、農業基盤整備促進事業、西部西地区で実施した村道、青色斜線部を一部廃止し農道へ移管する必要がありますので、御理解いただきたいと思っております。

以上で、提案理由とさせていただきます。御審議方、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

幅員の件ですけれども、旧が5.5から9メートルと、新は2.5から4.3メートルと、これ現況のことを言っているのかな。普通だったら整備する場合は5メートル以上に普通はするはずだけれども、また幅員が旧は5.5から9メートルもあるのに、なんで少なくなったのか、小さくなったのか、その辺の理由をお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

旧の幅員5.5メートルから9メートルの幅員となっておりますが、当時の資料を拝見したところ、これ昭和53年に路線認定されまして、昭和57年に村道の区域決定、供用開始を告示されておりました。その後道路台

帳整備が昭和59年に整備されていまして、その資料を見る限り車道幅員というのが表示されていますので、もちろん現況です。現況の幅員として今ここに新の幅員が最小が2.5メートル、最大が4.3メートルという表記になっておりましたので、今回これに変更した経緯でございます。この5.5と9メートルという、この辺の資料を整理、探したんですけれども、この辺の資料が原因がわからない状況でありました。すみません。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

今、旧が5.5から9メートルというのは、丁字型のところの大きいところだと私は想像しているんだけど、そこは分かるけれども、実際には5.5と9メートルはなかったということなのかな。実際に測ったのか、今回は。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

道路台帳、先ほど説明したとおり昭和59年に道路台帳が整備されていまして。その資料を見ると、この幅員というのが、当時は2.5メートルと4.3メートルというのは、実測測った上での台帳整備ですので、実際現場で測られたこの幅員だと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

将来この道路を整備するという予定の下に道路認定は普通はするはずですよ。今2.5と4.3メートルということで、2.5では車1台しか通れませんよ。だから将来整備するときは5.5メートルに拡張するような計画はぜひ持って置いてほしいという希望をいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

お答えいたします。そうですね、もちろん道路整備する場合は、村道の幅員として5メートル以上は確保した道路整備を考えてやっていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

先ほどの説明で4.3メートル短くなるということで、その部分については農道になるということの説明があったんですけれども、その事業は2年前に終わっているはずなんだけれども、なぜこのタイミングでこの認定第1号が上がってきたのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

議員お説のとおり、農林水産課の西部西地区の事業で整備をさせていただきました。当初、村道から農道に移行した事業について、農道整備を当初、行わない予定で事業が進んでいまして。途中で浸透池がここに農道をつくったところに隣接して浸透池があるんですが、地主との同意が整わなくて浸透池を位置変更した関係上から、それに伴って農道まで、工事の必要性が生じて途中、事業の変更によって農道を新たにこの青

い部分に整備したという経緯があります。その際に、農林水産課のほうで建設課と連携して、農道で整備するので、農道で整備するタイミングで配置するべきだったのかと考えております。今後、そういった手続を連携しながら、タイミングを適切な時期に実施できるようにしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております認定第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第1号 村道の路線変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第1号 村道の路線変更について、原案のとおり認定されました。

日程第5. 議案第39号 東保育所アーケード整備工事の請負契約について、本案について提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第39号 東保育所アーケード整備工事の請負契約について、提案理由を説明いたします。

契約金額が5,665万円、契約の相手方が伊江村字東江前202番地、有限会社 玉城建設、代表取締役 知念悦子と契約をしたいと考えております。なお、本工事は、調整交付金事業で整備をする事業でございます。工事内容につきまして、福祉課長から説明をさせたいと思ひます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

お手元の資料、イメージパース図で御説明いたします。よろしくお願ひいたします。

東保育所建物入り口から駐車場向けと、駐車場東側から西側にかけてアーケードを設置します。東側にはカーポートを設置し7台分を予定しております。うち1台は身障者用でございます。工期につきましては、令和5年6月19日から12月15日までを予定しております。以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第39号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第39号 東保育所アーケード整備工事の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第39号 東保育所アーケード整備工事の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第40号 塵芥車購入の契約について、本案について提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第40号 塵芥車購入の契約について、提案理由を御説明いたします。

契約金額が1,621万8,400円、契約の相手方、名護市伊佐川913番地、沖縄日野自動車(株)北部営業所、所長兼常務取締役 比嘉繁雄と契約をしたいと考えております。なお、本事業は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業をもって実施するものでございます。

なおこの請負金額については、車両の2台分の購入費となっております。以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

納品完了予定はいつなのか。それと今現在の塵芥車はけん引き装置ついていますよね。その装置もついているのか。納期予定日と。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

納期に関しましては、令和6年3月末の納期の予定となっております。それと塵芥車を現在、けん引きしているけん引き車両も一応、この今回の塵芥車購入の中に含まれています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

今回購入されますが、現在ある塵芥車、それについては今後どのような処理をされるのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時22分)

再開します。

(再開時刻10時23分)

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

現在ある2台は、平成22年度に同じく特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で購入した車両で購入より12年が経過してしまして老朽化が激しいので、結構修繕費もかかっていますので、今回新たに購入しますので、今ある2台に関しましては廃車する予定であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第40号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第40号 塵芥車購入の契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第40号 塵芥車購入の契約について、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第35号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第35号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に、沖縄市が加わることに伴い同協議会規約を別紙のとおり変更することについて協議が必要であり、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

はじめに、沖縄県消防通信指令施設運営協議会とは、沖縄県内の14消防本部、12非常備消防町村の26団体が共同して、消防業務に係る指令センター機能を一元化することを目的に高機能消防指令センターの整備を行い、地方自治法第252条の2の2の規定に基づく普通地方公共団体に構成された協議会でございます。平成23年7月21日に、沖縄県消防通信指令施設運営協議会が設立され、平成28年4月1日に現在の沖縄県消防指令センター、通称でございますが、センター119と申します。本格運用が開始しております。

今回の規約の改正につきましては、新たに沖縄市消防本部が、沖縄県消防通信指令施設運営協議会に加入することになり、構成する市町村の議会の議決を経て、沖縄県知事との協議を行うための提案でございます。

それでは新旧対照表を用いて御説明いたします。第3条中「糸満市」の次に「、沖縄市」を加える改正を行っております。第5条中「糸満市長」の次に「、沖縄市長」を加える改正を行っております。

附則として、この規約は、協議が整った日から施行する。と規定してございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第35号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第35号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第35号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第36号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第36号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、令和5年7月1日施行以降の改正規定について、伊江村税条例においても整備をする必要があります。本議会での提案となっております。主な改正概要といたしましては、固定資産税関係で不動産登記法が改正されたことによる条例の整備、令和6年度から村県民税の均等割りに合わせて賦課徴収される森林環境税に関する規定の整備、道路交通法等の改正により令和5年7月1日から特定小型原動付き自転車、いわゆる電動キックボードの新たな交通ルールが適用されるに伴い、軽自動車税についても、これらの車両の税率区分を明記するもの。その他住民税関係において、法律改正に応じた整備や文言、字句の修正を行っております。

なお詳細につきましては、住民課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について、説明いたします。新旧対照表と本日配布している資料にて説明いたします。御準備のほど、よろしく申し上げます。

新旧対照表1ページをお願いいたします。第18条の4 第1項中、交付の次に（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。）を加えます。不動産登記法が改正されDV被害者等から登記所に申請があった場合、申出者の登記事項証明書には登記簿上の住所を記載せず、住所に代わる事項を記載することとされたことに伴い、村においても納税証明書などの交付を通じて、DV被害者等の住所が漏れないようにする措置を行うための改正であります。

第33条第4項の改正、第33条第6項の改正。次のページをお願いします。第34条の9、第1項の改正につきましては、資料1ページをお願いいたします。資料1ページ、個人住民税の課税の基礎となる所得金額につきましては、所得税における所得金額を基準とするため、基本的に所得税の所得金額と個人住民税の所得金額は一致すべきですが、上場株式等の配当所得に係る課税方式においては、所得税と個人住民税において、異なる課税方式が選択可能であったため、課税の基礎となる所得金額が一致しないケースがあることから、令和6年度の村県民税から課税方式を所得税の方法である確定申告と一致させることになったことに伴う改正であります。上場株式の配当が生じた場合の課税方式については、所得税、個人住民税、それぞれに申告扶養方式、申告総合課税方式、申告分に課税方式の3つがあり、配当所得については、今後所得税と住民税の課税方式を一致することとされたことによるものであります。

新旧対照表に戻りまして、2ページの中段をお願いします。第34条の9、第2項の改正につきましては、この後第38条の森林環境税の賦課徴収に係る改正に伴い規定を整備するものです。

3ページをお願いします。3ページの上段の改正につきましては、村民税の申告に関する規定で、公的年金受給者の住民税申告義務に係る配偶者特別控除額の定義について、地方税法の改正に合わせて規定の整備をするものであります。中段のほう、第2項中、「第2条第4項ただし書」を、「第2条第3項ただし書」に改める改正と、次の第36条の3、第2項及び第3項中、「付記」の漢字「附記」を改める改正は、それぞれ施行規則等の改正に伴う条項の整備と文言の整備であります。

下段の36条の3の2は、第1項の次に、次の4ページにかけて、新たに1項を加える改正を行っております。4ページをお願いします。給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項が、前年の申告内容と異動がない場合には、簡素化をすることができるとしたことの改正です。続いて、改正前の2項から5項を今、1項を追加したためにそれぞれ項番号を繰り下げる改正と、繰り下げたことによる規定中の項番号の整理を行っております。

続きまして第38条、下段です。次の5ページ、第38条から8ページの第47条の6の一連の改正につきましては、森林環境税の令和6年度からの賦課徴収に係る規定の整備を行っております。資料2ページ、中段をお願いします。森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）が施行され、令和6年度から国内に住所のある個人に対して、課税される国税で市町村において、個人住民税の均等割と併せて1人年額1,000円が賦課徴収されます。その徴収の全額は、国によって「森林環境譲与税」として、客観的な基準により都道府県・市町村へ譲与されることになっております。賦課徴収は令和6年度からですが、森林環境譲与税は、令和元年度から既に前倒して市町村へ譲与されております。本村予算書でいうと、歳入の2款6項1目で予算措置をしております。なお、図の下段のほうにあるように、個人村民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づいて、平成26年度から10年間、臨時的に均等額を年額1,000円引上げ、賦課徴収しておりました。この臨時的措置が終了し、令和6年度より森林環境税が導入されるため、金額的には変更がなく、均等割額合計が5,000円ということになります。

新旧対照表に戻りまして、4ページ下段から5ページにかけて、第38条に新たに新規で第3項森林環境税は、当該個人の村民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。を加えます。

5ページ。第41条は、納税通知書の規定で、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加する改正、第44条は給与所得に係る個人の村民税の特別徴収についての規定で、特別徴収の方法により徴収する均等割額に森林環境税を含め徴収する旨の規定の改正と、文言の整備を行っております。その整備が5ページから6ページまで行っております。

続きまして7ページ、第47条第2項の改正は、森林環境税及び森林環境譲与税の施行に伴い地方税法第321条の7第2項が改正されたことによる改正、第47条の2は、（公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収）についての規定で、均等割額に森林環境税を含め徴収する旨の規定と改正を行っております。また併せて文言の整備も行っております。

次のページをお願いいたします。8ページの第47条の6は、森林環境税及び森林環境譲与税の施行に伴い、地方税法第321条の7の10、第2項が改正されたことによる改正を行っております。

下段の第73条の2、第1項中、閲覧の手数料を閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料に改める改正。次のページをお願いします。第73条の3、第1項中、交付の次に（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の、を加える改正は、新旧対照表の1ページの改正と同様、不動産登記法が改正されDV被害者等から登記所に申請があった場合、当該申出者に係る登記事項証明書については、当該申出者の登記簿上の住所は記載せず、住所に代わる事項を記載することとされたことに伴い、手数料についての変更はございませんが、閲覧ができる台帳や評価証明書などについても、本来の住所ではなく住所に代わる事項を記載することとするための改正でございます。

第82条第1号、エ中「及び」を「、」に改め、3輪のもの次に「及び道路運送法車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加えます。内容につきましては、資料の3ページをお願いいたします。道路交通法の改正により「特定小型原動機付自転車」

（いわゆる電動キックボード）の定義がされたことに伴い、軽自動車税において、「3輪以上の特定小型原動機付自転車」をミニカーの税率区分から除外する改正です。この改正により、令和6年度課税分から2輪及び3輪以上で特定小型原動機付自転車に該当する場合は、50cc以下の原付バイクと同じ税額、2,000円になります。表で整理しますと、上段と一番下の段の括弧書きで整理され、上段は2輪及び3輪以上の電動キックボードが2,000円となります。これまではこの括弧書き中の特定小型原動機付自転車という定義がな

かったため、電動の2輪のキックボードにつきましては、上段の2,000円、電動の3輪キックボードについては3,700円で課税されておりました。特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードの定義につきましては、下段の四角い枠に示しておりますが、その定義を満たさないものは、通常の前動機付自転車と同じ判断で課税されることとなります。なお、軽自動車税は毎年4月1日の基準日に所有している人に対して賦課するため、今回の変更は、令和6年4月1日賦課分からの適用となります。なお、村で把握している電動キックボードの台数につきましては3台ございます。

新旧対照表に戻りまして、9ページ、下段のほうをお願いします。附則第15条の2第4項、及び次のページをお願いします。第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改めます。燃費排ガス不正行為への対応と再発防止策を強化するため、不正行為を行ったメーカーに対し環境性能割及び種別割の納税不足額に併せ、これに加算する割合を現行の10%から35%に引き上げ、納付させる改正であります。

附則第16条の3第2項についての改正は、上場株式等の配当所得等に係る村民税の賦課課税特例を受ける場合の申告方法について規定しており、先ほどの資料1ページと同様、所得税と村民税での課税方式を確定申告方式とさせることによる改正であります。

第20条の2の改正、次のページの第20条の3の改正につきましては、資料4ページ下段を御確認ください。附則第20条の2の特例適用利子、特例適用配当及び附則第20条の3の条約適用利子・条約適用配当等に係る村民税の課税特例を受けるには、確定申告にその旨の記載がある場合に限り適用するという改正です。附則第20条の2、附則第20条の3の内容につきましては、四角の枠にあるとおり、20条の2は、台湾との間で、租税条約に相当する取り決めに基づき、利子や配当割に係る村民税の所得割を軽減する規定で、20条の3につきましては、台湾以外の国との租税条約につきましては、実施や配当などに係る村民税の所得割を軽減する規定となっております。

申し訳ありません。附則につきましては、改め文を御確認をお願いしたいと思います。議案の改め文、最後から2ページ、附則につきましては、改め文を読み上げます。附則第1条は、この条例の施行日を示しております。令和5年7月1日から施行するとします。1号は、資料1ページ中段関係の改正。2ページの上段と中段の森林環境税関係の改正規定。4ページ全般に係る改正規定の施行日を示しており、令和6年1月1日としています。第2号は、資料1ページ上段の固定資産台帳へ証明書に関する規定の施行日で、令和6年4月1日としております。第3号は、資料2ページの申告書の記載の簡素化に係る改正の施行日で、令和7年1月1日とします。

第2条は、18条関係の納税証明書に関する経過措置について、第3条第1項、第2項は、村民税関係の改正に係る経過措置、第4条の第1項と第2項は、固定資産税関係の改正に係る経過措置、第5条は、軽自動車関係の改正に係る経過措置を規定しております。

以上で、議案第36号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第36号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第36号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第37号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第37号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、村の所有する土壌分析装置の運用に伴い、利用する農家から利用手数料を徴収するため、地方自治法第228条に基づき、伊江村手数料条例を改正する必要があるということが、この条例案を提案する理由でございます。

なお詳細につきましては、農林水産課長より御説明いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

それでは今回の改正について説明します。お手元の資料確認していただきまして、説明に入りたいと思います。

農畜産業を経営する生産農家の土壌管理及び農業所得の向上に寄与することを目的に昨年度、土壌分析装置の購入をしました。土壌分析装置については、利用者から利用手数料を徴収することから、本条例を改正するものであります。新旧対照表のページをおめくりお願いいたします。

伊江村手数料条例、第2条におきまして、手数料の名称及び額は、別表のとおりとすると定められております。そこで本改正としまして、別表の最後に「39土壌分析装置の利用手数料」1検体につき4,500円を、新たに挿入する内容となっております。手数料で設定している「4,500円」の算出根拠は、土壌分析1回当たりに必要なカートリッジと抽出液の消耗品の費用として算出しております。附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。とします。

以上で、議案第37号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

この検体ですけれども、前回までは北部普及センターに持って行ってやったと思いますけれども、これはどちらが調べることになるわけですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

議員お説のとおり、昨年度まで県で土づくり週間ということで、去年は30検体、伊江村で実績があるんですが、無料で北部農林振興センターで分析して結果をお知らせしていました。これは中部、北部、南部、それぞれ土木事務所で実施されております。この県の所有する土壌分析装置が、もう発売されてなくて、メーカーから「維持管理ができない」ということになっておりまして、土壌分析が県でも今後できないというふうな、県全体でなんです。通知が伊江村にきました。そうすると農家において、土壌分析を民間に発注す

ると数万円かかるものですから、村でできないかということを検討して、昨年度村で土壌分析装置を購入しました。ただし分析するには、どうしても消耗品代1検体当たり4,500円かかるものですから、それを手数料として設定させていただきました。基本的に来年からは県では土壌分析ができないという状況になります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

この土壌分析手数料が1検体につき4,500円ということになっているんです。1検体ということはどういうことですか。畑1筆のことですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

1検体と表現しておりますのは、1筆の大きさはそれぞれ農家によって違うと思うんですが、基本的には4隅と真ん中の5か所の土を混ぜて持ってきてもらって、それを1検体とします。その1検体を分析すると村の所有する土壌分析装置では、窒素、アンモニア、リン酸、カリウム、カルシウム、マグネシウムの6成分が分析結果が出てくるということになります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

今までは1戸の農家が何検体も持ってきて、無料ですから。畑の検査をするということだったんです。これを1検体4,500円ということになると、自分が栽培している畑の全部を検査するということは不可能だと思います。村の今までの説明では、農家の生産を上げるためのということなんですが、これと逆行するように私は思いますがどうですか。これは無料にするぐらいの農家に対する支援は考えていませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

これまでも実は本日、今年度の土壌分析をやるために、職員が北部12市町村、振興センターに手伝いに行っているんですが、現在でも全体の枠に土壌分析に係る時間とかコストがあるので、伊江村では30検体ぐらいこれまで、毎年やっていたので、1農家、1、2検体、多くても2検体ぐらいでお願いしてきたところです。今回、歳入歳出補正予算にも計上させていただいておりますが、消耗品の予算としては1人3検体を30人分で、90検体分の予算を計上しております。確かにこれは無料であると、費用負担が全く生じないというのもいいと思いますが、機械もそれなりにメンテナンスを継続しながら、村が分析を行いながら継続して土壌分析が行える体制を確保するというのが、消耗品代のみでも手数料をいただいて、土壌分析をやるほうが持続可能な事業の継続というふうになるのかなと今回判断して、消耗品代の金額を手数料として設定させていただいております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

今まで土壌分析をしたのが1戸当たり3検体ぐらいということですが、今までの土壌分析の時期が早かったんです。例えばトウガンや私のハウスの栽培、まだ終わっていない時期に分析が重なって、土壌分析をしたくても時期的に合わなくてできないのが多かったんです。だから時期がちゃんと合えば、分析農家も増え

ると私は思っていました。でも向こうの計画に合わせることはできなくて、たった1回は土壌分析はしましたが、それ以外はできていないんですよ。だからこの土壌分析をする時期をもっと広げるならば、もっと希望者も増えると思いますかどうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

土壌分析のこの時期につきましては、後ほどまた農林課長が答えると思っています。この利用手数料につきましてなんですけれども、先に策定しました行政改革大綱で受益者負担の原則というものも打ち出されておまして、昨日は租税公課の公平性とか、いろんな御意見もありましたけれども、やはり今後これまで県がやっていた土壌分析がいかなるものであったのか、私も承知はしておりませんが、今後こういった手数料につきましては、しっかりとそのかかる費用について受益者負担の原則に基づいて、条例改正等をしていきたいというその一環でもございますので、この利用手数料につきましては御理解いただければと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

時期をある程度広げてということは、この点については、村でも感じておりました。県の今の通常の装置ですと、1成分結果を出すのに2日間かかると。それが8成分なので16日かかるという状況で、それなりに手間もかかるので、市町村の職員が今動員されているわけですが、今回の技術革新がありまして、特許を取った装置なんですけど、6成分全てを14分で抽出できるという機械を導入しております。それですので、時期は、そういう声はよくいただいていたので、幅を持って作物にあわせて適切な時期に土壌分析ができるように、この分析の期間は設定させていただきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

先ほどの副村長の答弁で、受益者負担の平等の原則というような話がありました。これは徹底して追及していくと、補助制度というのは、全くできなくなりますよ。例えば若者に対する補助金は老人には関係ありません。老人に対する補助金は若者には関係ありません。そういうような個別の問題を徹底的に受益者負担というふうな考え方で追及していくならば、助成制度というものはできなくなります。農業であれば、和牛に対する補助制度、それは和牛を飼っていない農家にとっては関係のないことなんです。そういうふうに個別に分析をしていくと受益者負担の原則というのは、通用しません。どう思いますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

一つのくくりで、この行政改革という言葉でひっくり返るつもりはございませんけれども、歳入についても、歳出についても、名嘉議員のおっしゃるのはまた歳出の分野での補助金、そういったものがじゃあどうするのかという話だと思いますが、やはり入るを量りて出ざるを為すというような言葉もございまして、やはり収支とか自主財源比率とか、そういったものを見ますとやはりこのしっかりとこの手数料とか使用料、そういったものに関しては今後、しっかりと見直すべきは見直す、あるいは当然助成するべきところには

やっていくという選択と集中というのはやはり必要なのかなと思っています。これに関しましては、スタートすると、希望者もいらっしゃるでしょうし、また継続して今後も続けていく分析ということになるかと思えます。この辺につきましては継続した収入として、これがそのまま消耗品として歳出で見ることになりますので、その辺でどうか御理解いただければと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第37号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第37号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず原案に反対するものの発言を許します。

10番 名嘉 實議員の登壇を許します。

○ 10番 名 嘉 實 議員

質疑でも話しましたように、今まで農業の土壌の生産は土づくりからということで、土壌分析というのは無料で行われてきました。これが今回、村の分析装置を購入したということで有料にしようということになっているんですが、私は農業の発展を考えるならば、これは無料にすべきだと。有料にすべきではないというふうに考えます。ですからこの条例案に対しては賛成できません。反対をします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

次に、原案に賛成する者の発言を許します。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

この条例に賛成する立場で討論を行いたいと思います。これまで県で無料でやっていたということが、県がもうやらなくなったということで、村は機械を買って農家のために分析をしたいということなんです。それをもし村がやらなければ業者に頼むとなると4,500円では済まないはずなんです。そういうことからすれば私は逆かもしれないけれども、逆になるだけけれども村が買って農家のために安くで土壌分析をしてくれるということになると私は思うんです。そういう意味で私は賛成いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。

原案のとおり、賛成の方は、起立願います。〔起立多数〕

起立多数です。したがって議案第37号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻11時11分)

再開します。

(再開時刻11時24分)

日程第10. 議案第38号 伊江村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第38号 伊江村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

村が指定する燃やすごみ袋U字型（大）を新たに導入することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案の内容につきましては、建設課長から御説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

それでは私のほうから御説明いたします。

村指定燃やすごみ袋大のU字型袋販売を、来る7月より販売開始することに伴い条例を改正する措置でございます。

それでは新旧対照表をもちまして御説明いたします。別表第2（第28条関係）、一般廃棄物処理手数料に平型をそれぞれ大、中、小に加え、燃やすごみ袋U字型大（860×470）45円を追加する改正を行っております。現在、販売していますごみ袋のことを平型と加えております。U字型大に燃やすごみ袋と表記したのは、平型は大、中、小と燃やすごみ袋、燃やさないごみ袋と同じ金額で販売しています。しかし今回、導入のU字型大は、燃やすごみ袋のみの販売であることから、このような表記にしております。

附則としまして、この条例は7月1日から施行すると定めてございます。以上で説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

大きさが今までの大きさが約、簡単に言えば800×650となっていますよね。掛けるじゃなくて縦と横足した場合1,450、燃やすごみ袋新たにU字型というのが縦が860、横が470、両方足してみたら1,330と、結局現状の大型の大よりもこのU字型は小さくなるのかどうか。それとせっかく建設課長、新しい袋を持ってきているので、もしそれが説明つくのであれば、その説明も含めて質疑します。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

今、現物はここにありますので説明いたします。確かにこの現状の平型800×650と、今回導入するU字型なんですけれども、860というのは確かにここから上までですか、この470というのは確かに幅は今は小さくなっているんですけども、この枠というのがここ、これが両方10センチありますので、その分容量は多少多く入るということです。結ぶところもありますので、ここを結んでさらにここをまた結んで持ちやすくなるということです。確かにこの寸法だけ見ると小さく思いますけれども、実際はこの10センチ分の枠がありますので、容量自体は多少多く入るということでもあります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第38号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第38号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第38号 伊江村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第38号 伊江村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第41号 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

議案第41号 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

令和5年度伊江村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいと思います。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億103万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,471万2,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお、事項別明細書をもって各担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟君

事項別明細書、歳入1ページをお願いします。15款2項4目農林水産手数料、1節細節104. 土壌分析装置使用手数料40万5,000円の計上は、本議会で可決いただきました土壌分析装置利用手数料条例に基づき90検体分の手数料を見込んで計上してございます。

○ 議長 渡久地政雄君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万寿祥久君

歳入2ページをお願いいたします。16款2項2目衛生費国庫補助金、1節細節102. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業1,236万7,000円の計上は、今年度のワクチン接種に係る国庫10割補助の計上でございます。なお、詳細につきましては、歳出で御説明申し上げます。

○ 議長 渡久地政雄君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

5目教育費国庫補助金5万5,000円の増額です。1節細節102. は、当初特別支援教育就学奨励費の対象者4人を見込んでおりましたが、8人の申請があり4人分を増額計上しております。補助率は2分の1です。

○ 議長 渡久地政雄君

農業委員会事務局長 知念浩司君。

○ 農業委員会事務局長 知念浩司君

歳入3ページお願いいたします。同じく16款3項3目農林水産業費委託金10万5,000円の減額補正は、1節農業者年金事務委託金、細節101. 農業者年金市町村業務委託金の減額でございます。本委託金は、農業者年金業務に係る事務委託経費でございまして、独立行政法人農業者年金基金より、令和5年度業務委託事務手数料の交付決定通知によるものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

歳入4ページ、17款2項4目農林水産業費県補助金、1節細節168. 団体営農地保全整備事業7万5,000円の計上は、東江上第2地区の県からの割当て内示に伴う計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳入5ページ、21款1項1目繰越金1億8,823万6,000円の計上は、令和4年度の歳入、歳出を相殺し繰越額が決定しましたので計上してございます。

次に、歳出予算の説明に移らせていただきます。説明の前に、各款ごとの共通事項といたしまして、給与、職員手当及び共済費等の人件費の増額につきましては、4月の人事異動に伴う増額計上でございます。特段、説明を要する科目以外は、各課長におきまして人件費の説明を省略させていただきますので、御理解と御了承をお願いいたします。

それでは説明いたします。歳出1ページ、1款1項1目議会費12万5,000円の計上は、10節細節6. は3万円の修繕料の計上でございますが、議会公用車のE T C機器の設置に伴う修繕料の計上と、17節備品購入費9万5,000円の計上は、細節1. でシュレッダーの購入費用、細節3. は議場のカーペット清掃用の掃除機の購入費用を計上してございます。ともに故障による購入でございます。

歳出2ページ、2款1項1目一般管理費、695万2,000円の計上は、12節細節110. 財務書類作成委託料につきましては、令和3年度の財務諸表の状況把握のため、受託事業者による説明会の実施費用を計上してございます。2目文書広報費7万3,000円の計上は、13節細節3. 行財政情報閲覧サイト使用料でございますが、使用料に不足が見込まれますので計上してございます。4目財産管理費1億1,697万1,000円の計上は、10節細節6. 修繕料330万円の計上は、伊江港と城山のW e bカメラでございますが、ネットワークカメラの修繕費用を計上してございます。12節細節3. 電気保安業務委託料につきましては、不足が見込まれますので計上をお願いいたします。24節、細節101. 財政調整基金積立金1億1,366万1,000円の計上は、本補正予算の財源調整額として補正措置するものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

歳出3ページ、2款2項1目税務総務費63万6,000円の増額です。そのうち11節細節1. 通信運搬費の39万2,000円の増額は、軽自動車税、固定資産税、村県民税などの納税通知書や口座振替済通知書などについて、区に加入している方に対しては、各区の組長による配付を行っていましたが、組長負担の軽減や発付業務の負担を軽減するため、5月の固定資産税の発付から組長配付を廃止し郵送による対応としております。そのための郵送費用の増額であります。

次の4ページをお願いします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費19万7,000円の増額は、人事異動による増額です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳出5ページ、3款1項1目社会福祉総務費406万4,000円の増額計上でございます。10節細節6. 修繕料

350万円の計上につきましては、ゲートボール場周辺柵等の修繕に伴う計上でございます。東江上区1面、東江前区2面、阿良区1面の修繕要望がございまして、周辺をコンクリート柵、その上からゴム製のカバーを貼り付け集水柵を設置する予定となっております。また周辺柵の一部は木材を取り外し式に設置し、芝刈り機などを乗り入れるよう対応していきたいと考えております。続きまして5目戦跡保存費につきましては、今後予定されております前田部隊壕試掘調査への対応としまして消耗品費から食糧費への予算組替えでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

同じく5ページの2目国民年金事務費52万4,000円の増額です。2節、3節ともに人事異動による増額です。続いて4目国民健康保険会計繰出金11万8,000円の増額です。2款税務費の通信運搬費の増額と同様、7月発付の国民健康保険税についても、組長配付を廃止し郵送に切り替えるための増額です。続いて6目介護保険費、12万円の増額は手当支給対象者の増によるものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳出6ページ、2項3目保育所費は、東保育所のエアコン室外機2台及びその他部品の故障によりまして、修繕料としまして38万円の増額計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

歳出7ページ、3款3項3目後期高齢者医療費6万円の増額です。村税、国保税と同様7月に発付される後期高齢者医療保険料の納付書を郵送に切り替えるための増額です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

8ページお願いいたします。4款1項1目保健衛生総務費5万4,000円の計上は、人事異動に伴う住居手当の補正でございます。2目予防費1,249万5,000円は、今年度新型コロナワクチン接種に係る予算の計上でございます。主に6月10日実施しました65歳以上と基礎疾患の方を対象とした春の集団接種と、11月に5歳以上の一般の方を対象に実施予定の秋の集団接種に係る経費として3節に運営スタッフの人件費、8節に北部医師会の医師及び看護師の応援に関する旅費、10節に接種券の印刷用紙やその他の経費、11節に村外接種手数料や接種券の郵送料、12節に今年度の接種人数3,800人を見込んでの接種委託料877万6,000円と、ワクチン接種のシステム改修費85万8,000円を合わせて963万4,000円を計上しております。なお、国庫補助充当につきましては、食料費を除く1,236万7,000円となっております。3目母子保健事業費25万1,000円の計上は、7節報償費で年3回実施をしております乳幼児健診の検査員の人件費単価の改定に伴う4万6,000円の増額計上でございます。12節委託料20万5,000円は、乳幼児健診に使用するシステム改修に係る補正計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

4目環境衛生費1万5,000円の増額は、13節細節8. 借上料でTNR事業、猫の避妊去勢手術の村に獣医師が来て実施する手術会場の借上料としての補正増でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農業委員会事務局長 知念浩司君。

○ 農業委員会事務局長 知 念 浩 司 君

歳出9ページ、6款1項1目農業委員会費9万1,000円の計上でございます。3節は人事異動による計上、11節役務費7万8,000円の計上は、細節5. 自動車損害保険料でございます。農業委員会公用車の保険料の計上でございます。12節委託料、マイナス6万8,000円の計上は、細節107. 情報収集等業務効率化支援事業について、令和4年度に農地の移行等の情報把握による集積活動を行うため、タブレット2基を購入いたしました。タブレット2機の保守並びにシステムメンテナンス委託料として令和4年度予算で支払い済みであり、今年度予算で計上するべきではございませんでした。13節使用料及び賃借料1万1,000円の計上は、同じく細節107. 委託料で御説明いたしましたタブレット2機のライセンス使用料でございます。1機当たり、年5,170円の2機分でございます。本ライセンス使用料については、タブレットの紛失時に対応するため、沖縄県農業会議にて、遠隔操作にて第三者における不正使用防止対策をするためのライセンス使用料でございます。11節、12節、13節において、3月定例会の令和5年度当初予算案において計上するべきでございました。大変申し訳ございません。今後このようなことがないように、適切に事務執行に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

3目農業振興費、10節需用費、細節1. 消耗品費40万5,000円は、土壤分析装置利用手数料条例に基づき、土壤分析を行う1検体当たりに必要なカートリッジ代と抽出液代4,500円を延べ90検体分の消耗品として計上してございます。5目畜産業費7万4,000円の計上は、10節細節5. 光熱水費5万1,000円は、畜産総合施設の電気料金について、前年度である3月1日から、新年度の4月2日までの年度をまたいだ請求となったため、本年度予算から支出したため不足が生ずることから計上してございます。指定管理後は、指定管理者により支払いは行われております。11節役務費、細節1. 通信運搬費2万3,000円の計上は、伊江村畜産総合施設の固定電話架設料として、電話線の引き込みが今年度に入ってから設置となり不足が生じたので計上しております。7目農地費につきましては、12節委託料、細節657. 農業集落排水事業（伊江地区）2,000万円の計上は、14節の工事請負費から組替えでございます。当初、集落排水施設の建築工事とあわせて磁気探査業務を行う予定でしたが、磁気探査業務を選考して発注したく委託費へ組替えしてございます。よろしく申し上げます。

ページめぐりまして歳出10ページ、11ページ並びに人事異動に伴う各節の増額でございますので省略します。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

歳出12ページ、7款1項1目商工総務費43万2,000円の計上です。うち13節細節710. 伊江村経済対策商品券配布事業は、タッチゅん商品券に係る受付用システムのパソコンのリース代に予算の不足が見込まれるため増額してございます。2目商工振興費787万5,000円の計上です。1節報酬、細節103. はゆり祭りの役員として休日出勤した各課の会計年度任用職員パートタイム17人分の超勤手当の計上でございます。10節需用

費93万円の計上は、伊江ビーチ売店横にあります男女トイレを和式から洋式に改修するための計上でございます。男女それぞれ3基ずつある和式を全て洋式に改修する予定でございます。11節役務費は、城山売店に設置しております4台のエアコンをクリーニングしたく計上しております。12節委託料につきましては、伊江島蒸留施設機能拡充事業の管理委託業務に係る予算を計上しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

歳出13ページ、8款1項1目土木総務費27万3,000円の増額は、ともに給与改定に伴う増額補正でございます。

歳出14ページ、8款2項1目道路維持費5,000円の増額は、17節細節227. 県道清掃事業の備品で草刈り機を購入予定で、予算計上しておりましたが、機械の部品の値上がり等により不足が生じることによる5,000円の増額補正でございます。

歳出15ページ、8款6項1目港湾建設費2,360万円の増額は、離島定住環境基盤整備事業、伊江港荷捌き施設の委託料260万円の増額は、磁気探査業務の追加で当初予算では工事請負費に計上していましたが、委託業務として発注しますので、工事請負費より組替えをしております。工事請負費の2,100万円の増額の主な要因は、当初予算計上時には本部港荷捌き施設の杭工事費を参考に杭工事を想定し、第3工事費を算定していましたが、今回実施設計と並行して行ったボーリング調査により地盤面下11メートルまでが液状化対象範囲となり、それを踏まえ基礎の検討を行った結果、液状化対象範囲以下のマイナス11メートルから、マイナス23メートルまでの摩擦杭の採用となったことが増額の主な要因です。その他当初予算要求時に見込むことができなかつた舗装工事や土工事範囲外の舗装養生の鉄板敷等の工事費の増額や最近の資材高騰などにより2,100万円の増額であります。よろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳出16ページ、9款1項1目消防施設費220万円の計上は、10節細節6. 修繕料で急患搬送船みらいのマフラーが経年劣化により排気ガスの漏れがございました。それと操舵用のオイルタンクからのオイル漏れが生じており、その修繕費用を計上しております。みらいの急患搬送業務上、先に修繕を依頼し完了してございますので、御理解と御了承をお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

歳出17ページ、10款1項2目事務局費429万9,000円の増額計上です。18節負担金補助金及び交付金の5万円の計上は、2節から4節同様、人事異動に伴う負担金の増額でございます。26節公課費2万5,000円は、教育長車の車検時重量税の計上漏れがございましたので、補正計上しております。

歳出18ページ、2項1目学校管理費2万4,000円の増額は、会計年度任用職員1人分の通勤手当の計上です。2目教育振興費11万1,000円の増額は、特別支援教育就学奨励費として、給食費及び学用品費などの4人分の追加申請に伴う増額計上でございます。3目学校建設費400万円の増額計上は、小学校ブロック塀改修工事にて、単価入れ替えによる増額に加え、西小学校のプールを解体した後のグラウンド部分は、当初の計画ではブロック塀改修時の切土などを流用して整地する予定でした。しかし、野球などスポーツをするグラウンドとして使用する場合、適度な粘りや弾力がないと膝や足首などに負担が大きく、故障の原因となる

こと。また水はけがよくないと雨天後の使用がなかなかできない状況も生ずることなどから、スポーツをするグラウンドに適した土での舗装、クレー舗装に変更し工事を実施したいと考えており、補正計上しております。

歳出19ページ、4項1目幼稚園費232万8,000円の増額です。2節給料146万5,000円の計上は、会計年度任用職員が子育て支援員の免許を取得し、パートからフルタイムへ勤務体系を変更しましたので増額計上しております。3節、細節7. 超勤手当57万6,000円の計上は、西幼稚園の先生2人は、子供が1歳児以下と小さいことから発熱した場合など、面倒を見るため早退することも多く、その場合、他の先生が残業にて対応する必要があり、超勤手当の不足が見込まれますので計上しております。細節15. 児童手当10万円の計上は、会計年度任用職員1人が4月から児童手当が発生しておりますので、計上しております。4節共済費18万7,000円の計上は、2節、3節の同額に伴う増額計上でございます。

歳出20ページ、5項1目社会教育総務費216万5,000円の増額は、人事異動に伴う増額です。

歳出21ページ、6項2目体育施設費777万6,000円の増額です。1節報酬、細節101. 165万8,000円の減額は、当初予算の計上時、パートの会計年度任用職員分を2人分で計上しておりましたが、雇用するに当たり、これまでの職歴や経歴及び業務内容を勘案し、1人はフルタイムにて雇用決定しております。よって1節報酬にて1人分を減額し、2節給料、細節102. にて、組み替えて204万1,000円を計上しております。その他の節及び細節につきましては、人事異動に伴う増額計上です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳出22ページ、13款3項1目過年度支出金は137万8,000円の増額計上でございます。令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金事業や、沖縄県障害者医療費の実績に伴い確定通知に基づく予算措置でございます。

以上で、議案第41号 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

(休憩時刻11時58分)

再開します。

(再開時刻14時00分)

これから歳入、質疑を許します。15款使用料及び手数料。〔「進行」の声あり〕

進行します。16款国庫支出金。〔「進行」の声あり〕

進行します。17款県支出金。〔「進行」の声あり〕

進行します。21款繰越金。〔「進行」の声あり〕

進行します。歳出款ごとに質疑を許します。1款議会費。〔「進行」の声あり〕

進行します。2款総務費。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

本予算で郵送料が計上されています。これはこれまでは各首長が納税のための組長配付をしておりましたけれども、それを軽減するために郵送に変えたということで説明を伺っておりますけれども、その経費、郵送経費全体で幾らぐらいになるのか。確認していますか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

これまで組長配付、区に加入されている方のものに関しては組長を通しての配付を依頼しておりました。

その中で今回、郵送代に全て切り替えるということで、今回の補正に至っているんですけども、組長配付これまで昨年度実績で踏まえて、それを今回の郵送代に置き換えた金額、全体で申しますと45万7,424円、組長配付分だけを郵送代に切り替えた分を想定した場合には、その金額になっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

2款進行します。3款民生費、5ページから7ページまで。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

歳出5ページ、細節6. 修繕費、ゲートボール場の縁の改修と説明がありましたが、聞き逃したので再度お願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島袋 裕 次 君

ゲートボール場につきましては、3区、東江上区1面、東江前区2面、阿良区1面となっております、周辺の木材でできておりましたけれども、それが全部劣化しまして、非常に危険性もあるということで、周辺をコンクリート枠にしまして、その上からゴム製のカバー、今川平区のゲートボール場にありますが、その内側のほうだけカバーをしまして貼り付けをします。集水桝をいくつか設置をしまして対応をしたい。このゲートボール場の周辺は、一部を木材使用にしまして、取り外し式にしまして、芝刈り機の出入りができるような対応をしていきたいということであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

東江上区の場合が、そのゲートボール場の芝面の下にコンクリートがあって、上は木材で前はボルト締めで固定されていたと。今までそこを使う場合、ゲートボール場として利用していたんですが、区のまつりなどでも別件で使用していたときがあって、そのときはその縁というんですか。それを取り外して全面的にその縁にかからないで、子供たちが転ばないようにわざわざそれを取り外して、催しをしていたときもあったわけです。使用としてはゲートボール場ではあるんですが、多目的で使う場合、完全に縁を高くして、10センチ以上とか、そうした場合、このゲートボール場以外では使えなく可能性もあるので、その高さに関してはある程度、老人会の皆さんもそうだと思いますが、それを超える場合、やはり足腰が弱っているので、ボールさえその縁を超えなければいいわけですよ。あまりにも高くした場合、逆にそれにひっかかって、けがをする場合もあるので、その高さに関しては、老人クラブ並びに区とも調整して、高さ調整は事前に話し合いを持たれてから施工していただきたいんですがどうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島袋 裕 次 君

今想定としましては、その枠を15センチと想定しています。それと阿良区につきましては、区長立ち合いの下、東江前区は、老人会の皆様の立ち合いの下、対応しています。東江上区につきましても、老人会長立ち合いの下で調整をして、「その高さでオーケーということと、コンクリートでよろしいですか」という確認も一応とっております。もしそれで不都合が出るようであれば、片面だけ木材にして、東側のほうとうまく使える方法もあるかと思っていますので、その辺はまた再度調整しながら、修繕できたらと思っています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3款、ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。4款衛生費。8ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。6款農林水産業費。9ページから11ページまで。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

11ページの1目水産業総務費に関連しまして御質疑します。去った6月1日の台風被害で、水産物の被害状況を前もって報告していただきました。葉たばこにつきましては、昨日内間広樹議員が質問しましたので、水産物の被害状況についての件ですが、モズク養殖施設、2業体、被害数量が約20トン、被害内容がモズクの被害ということですが、流出したと。しかしこの聞き取りの中では、鉄筋の部分、モズク網などには直接の被害はなく再利用が可能な状態であるという報告を受けているわけですが、実はこの2業体の方に確認をしたところ、モズクの被害もあるわけですが、網もやはり被害があったということも聞いたものですから、先ほどモズクの被害額等につきましては、そこも販売数量とか、いろんなものがまだ決定してなくてわからない状況でもあるということですが、網とかも破損しているという状況も確認しましたので、そこら辺を踏まえてもう一度、行政としても聞き取りをして、対応することが必要だと思いがいかがですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

6月1日に、モズクの被害については漁業協同組合から聞き取りをした結果ですが、また最新の状況では、網などにも被害があるという御質問だったので、再度組合のほうと最新の被害の実態を確認したいと思っております。

あと漁業者に、漁業経営体に対する行政的何か支援の検討につきましては、台風等の自然災害に対して直接的に行政がこう自然災害に対する被害、補助みたいのは難しいと思うんですが、モズク栽培とか、事業を継続する上で、経営の近代化とか効率化に資するような事業等で支援できないかなどは検討したいと思っております。今漁業協同組合におかれましては、令和3年度から調整交付金で水産振興基金事業というのを実施しておりますので、その中でまた要望を聞き取っていきたいと思っております。一応、令和5年度は主にモズクの網を洗浄する洗浄ポンプの計画も漁協から上がってきているので、そこら辺もしっかりと進められるように調整をしていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

ぜひ聞き取りをして、そういうことを生産漁業者の皆さんに報告をしていただきたいと思います。課長のほうから洗浄機の話もありましたけれども、やはりそのそういったことも合わせたものも方向性が見出したときでいいと思っておりますが、早目にそういったことを報告しながら、ひとつよろしく願います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6款ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。7款商工費。〔「進行」の声あり〕

進行します。8款土木費。15ページまで。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

歳出15ページ、1目の港湾建設費に関連して質疑します。伊江港湾内の遊歩道の雨よけ施設、屋根とい

ますか入り口、駐車場側北側に遊歩道があるんですが、そこを約100メートル以上、雨よけ施設があるんですが、その雨よけ施設の屋根の側面、鉄でできているところがあるんですが、ここ最近錆が目立って、そこから雨漏りもあるんですが、さびが浮き出てきて、見栄えが悪くなってきているんですが、その管理はどこがやるようになっているのか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

伊江港の屋根付き遊歩道の件だと思いますけれども、その件に関しましては、私どももその辺現場確認しています。実際、さびも目立ちますし、屋根の内側、そこから剝離というか、そういったものも見受けられて、その件に関してはこれ県の港湾課の管轄でありますので、一応北部土木事務所のほうには修繕依頼ということで、毎年というか随時、その要望を上げてこの辺の対応は早急にやるようにということは、こちらのほうで話をしています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

見た感じ、村民の方からもよく言われるんです。さびが目立って、「これつくって何年になるの」「早すぎない」「さびくってこういうふうな、またわざわざさびくうような鉄のものを港湾に入れて、さびくうの分からなかったの」とみたいな感じで逆に村民から質疑されるときがあるので、耐用年数以内でさびくっているんですか。どんなですか。耐用年数以内ですか。耐用年数超えているんですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

議員おっしゃるとおり、この件に関しましては、これも県のほうで施工して設置しています。当時、その設計に入るときに、私たち村側としても同じ村民がおっしゃるとおり、鉄骨では到底、さびが入って長もちしませんよと。「ぜひコンクリート造りにしてください」という、そういう要望を出したんです。それにもかかわらず、やはりもう経済比較したらやはり鉄骨が安いと。今おっしゃった耐用年数からして、やはり鉄筋コンクリートが耐用年数は長いので、鉄骨に関してはちょっと今は、はっきりは分かりませんが、確かに鉄骨は耐用年数は短いです。その代わりメンテナンスを繰り返しやりながらということの経済効果で、県のほうはこの鉄骨造りを推奨してつくっていると思います。

確かに、さびが目立つというんですけれども、多分今表面のさびが目立っていると思います。中に関してはどこまでさびが入っているかというのは、これ調査してみないと分からないことですので、その辺も見た目もありますので、その辺も含めて県には早急に補修していただくように、今後要請していきたいと思えます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8款ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。9款消防費。16ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。10款教育費。17ページから21ページまで。〔「進行」の声あり〕

進行します。13款諸支出金。〔「進行」の声あり〕

進行します。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第41号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。まず原案に反対するものの発言を許します。

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

補正予算に反対する立場から討論を行います。

私は議案第37号 伊江村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、土壌分析装置の利用料を現在無料から1検体につき4,500円を徴収する条例案に反対をしました。この補正予算の中では歳入として土壌分析装置手数料が40万5,000円計上されております。歳出では農林水産業費の農業費が3目農業振興費の中で40万5,000円、歳入で入ったものをそっくり消耗品費として歳出で計上されているんですが、総務費の総務管理費の24節の積立金では1億1,366万1,000円の積立てが予定されています。これを考えるならば、わずかに40万5,000円の手数料を取らなくても財政調整基金を減らせば、積立金を減らせば無料にすることは十分可能だと考えています。したがって、この予算案には反対をいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに反対討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

進行します。次に、原案に賛成する者の発言を許します。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

賛成の立場から賛成討論を行います。議案第37号でも賛成討論をいたしましたけれども、機械につきましては、これまでは県がやっていたというのを県がやらなくなったということで、村が農家の皆さんのことを考えて購入して、安い手数料でやろうという意思なんです。もし農家の皆さんが業者に委託すると相当の金額でしか負担がかかるわけです。それを軽減するという意味でやっていると私は考えてますので、先ほど決定されました議案第37号の手数料条例に基づいて、歳入歳出にて正しく提示をされているということで賛成といたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第2号）について採決します。お諮りします。原案のとおり、賛成の方は、起立願います。〔起立多数〕

起立多数です。したがって議案第41号 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。進行します。

日程第12 議案第42号 令和5年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

議案第42号 令和5年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,134万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億1,634万9,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細にわたりまして、事項別明細書をもって担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。5款1項1目繰越金5,134万9,000円は、令和4年度からの繰越金の計上でございます。

続きまして、歳出1ページをお願いいたします。1款1項1目診療所事務費524万8,000円は、2節から8節まで、常勤医師1人の増と、人事異動に伴う増額計上となっております。2目透析センター事務費722万6,000円は、主に10節、細節6. 修繕料696万3,000円の計上が増額の要因でございます。人工透析センターの受水槽ポンプの交換費用を計上するものでございます。人工透析センターの受水槽ポンプは、施設開設当初から10年が経過しており、点検時において経年劣化により故障の危険性があるとの報告がございました。人工透析を安全に行うためには、水の安定使用が不可欠であり、早急に対応する必要があります。受水槽ポンプは、耐用年数は10年となり部品交換等の修繕ができないことから、新たな受水槽ポンプを設置するものでございます。

歳出2ページをお願いいたします。3款1項1目予備費3,887万5,000円の計上は、予算を調整し今後の不測の事態に備えたいと考えております。

以上で、議案第42号 令和5年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入、歳出、一括して質疑を許します。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第42号 令和5年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第42号 令和5年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第43号 令和5年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第43号 令和5年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の、提案理由を申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ751万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,051万8,000円と定めたいと思います。2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細にわたりまして、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。8款1項1目一般会計繰入金11万8,000円の増額です。職員給与費等繰入金は、歳出の通信運搬費の増額補正に伴う一般会計からの繰入金です。

次の2ページをお願いします。9款1項1目繰越金740万円の増額は、令和4年度決算により生じた繰越金を計上しております。

次の歳出1ページをお願いします。1款1項1目一般管理費11万8,000円の増額です。一般会計の税務費と同様に7月に発付する国民健康保険税の納税通知について、組長による配付を廃止し、郵送へ切り替えるための郵送代を計上しております。

次の2ページをお願いします。7款1項1目基金積立金740万円の計上は、繰越金の発生に伴い本補正予算の財源調整のための増額です。

以上で、議案第43号 令和5年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入、歳出、一括して質疑を許します。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第43号 令和5年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第43号 令和5年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第44号 令和5年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第44号 令和5年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,592万8,000円と定めたいと思います。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

事項別明細書をもって住民課長から説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

事項別明細書、歳入1ページをお願いします。4款1項1目事務費繰入金6万円の増額は、歳出の通信運搬費の増額補正に伴う一般会計からの繰入金です。

次の歳入2ページをお願いします。5款1項1目繰越金66万8,000円の計上につきましては、令和4年度決算により生じた繰越金を計上しております。

次の歳出1ページをお願いします。1款1項1目総務管理費6万円の計上です。村税、国保と同様、7月に発付する後期高齢者医療保険料の納付書につきまして、組長配付を廃止し郵送に切り替えるための郵送代を計上しております。

次の2ページをお願いします。4款1項1目予備費66万8,000円の増額計上は、繰越金の発生に伴い本補正予算の財源調整のための措置であります。

以上で、議案第44号 令和5年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

歳入、歳出、一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第44号 令和5年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第44号 令和5年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 北部医療組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、議長が指名することに決定しました。

北部医療組合議会議員に、内間広樹議員を指名します。お諮りします。

ただいま議長が指名した内間広樹議員を北部医療組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました内間広樹議員が北部医療組合議会議員に当選されました。

そこで会議規則第33条第2項の規定によって、内間広樹議員を当選人として告知をします。よろしくお願います。

日程第16 閉会中の議員派遣について、議題といたします。

お諮りします。

閉会中の議員派遣について、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣について、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。

会議規則第45条の規定により、本定例会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第5回伊江村議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻14時38分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員 (10番) 名 嘉 實

署名議員 (11番) 内 間 広 樹